

市第118号議案

横浜市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正

横浜市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年2月13日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

横浜市介護保険条例の一部を改正する条例（平成18年3月横浜市条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第8項を附則第10項とし、附則第7項を附則第9項とし、附則第6項を附則第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

（平成20年度における普通徴収に係る各納期の保険料納付額の特例）

- 8 平成20年度における普通徴収に係る各納期ごとの保険料の納付額のうち、附則第5項各号に該当する者の納付額は、新条例第6条第1項の規定にかかわらず、それぞれ次の表に掲げる額とする。

	6月期の納付額	7月期から3月期までの納付額
附則第5項第1号に該当する者	4,160円	4,130円
附則第5項第2号に該当する者	4,160円	4,130円

附則第 5 項第 3 号に該当する者	4,400円	4,380円
附則第 5 項第 4 号に該当する者	4,500円	4,480円
附則第 5 項第 5 号に該当する者	4,500円	4,480円
附則第 5 項第 6 号に該当する者	4,740円	4,730円
附則第 5 項第 7 号に該当する者	5,350円	5,270円

附則第 5 項を附則第 6 項とし、附則第 4 項の次に次の 1 項を加える。

(平成20年度における保険料率の特例)

5 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成19年政令第 365 号）による改正後の平成18年介護保険等改正令（以下「新平成18年介護保険等改正令」という。）附則第 4 条第 1 項第 5 号又は第 6 号のいずれかに該当する第 1 号被保険者の平成20年度の保険料率は、新条例第 4 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 新条例第 4 条第 4 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第 1 号に該当するもの 41,330円
- (2) 新条例第 4 条第 4 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の

規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第2号に該当するもの 41,330円

(3) 新条例第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第3号に該当するもの 43,820円

(4) 新条例第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（新平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第5号に該当する者（以下この項において「第5号該当者」という。）に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第4条第1号に該当するもの 44,820円

(5) 新条例第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第2号に該当するもの 44,820円

(6) 新条例第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第3号に該当するもの 47,310円

(7) 新条例第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第4号に該当するもの 52,780円

附則に次の1項を加える。

(平成20年度の賦課期日後において第1号被保険者資格の取得があった場合の読替え)

- 11 平成20年度の保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者(附則第5項各号に該当する者に限る。)に係る保険料の額の算定については、新条例第7条第1項中「第4条各号」とあるのは、「横浜市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(平成 年 月横浜市条例第 号)による改正後の横浜市介護保険条例の一部を改正する条例(平成18年3月横浜市条例第26号)附則第5項各号」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

提 案 理 由

平成20年度分の保険料について、市町村民税における老年者控除の廃止に伴う特例措置を講ずるため、横浜市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正したいので提案する。